

医療機関向け資料2

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業Q&A（群馬県ワクチン接種推進課 R4.9.5）

Q1.「時間外・休日」の定義はなにか。	A1.時間外・休日は、「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当します。休日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日であり、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱います。
Q2.高齢者施設に派遣し入所者に接種する場合も補助対象となるか。	A2.市町村が高齢者施設に集団接種会場を設置した場合、その会場に医療従事者を派遣した派遣元医療機関も補助対象となり得ます。
Q3.医師7,550円、看護師等2,760円とあるが消費税はどのように考えるか。	A3.消費税も含めた上限額になります。
Q4.「1人1時間当たり」とあるが、移動時間や休憩時間を含めてよいのか。	A4.移動時間や休憩時間は含みません。派遣した医療従事者が集団接種会場で業務に従事した時間数に応じて上限額が決まります。
Q5.接種会場での従事時間が6.5時間の場合、上限額はどう計算するか。	A5.例えば医師で6.5時間の場合、7,550円/時間×6.5時間が上限額になります。
Q6.医療従事者向けの集団接種に従事した場合も対象となるか。	A6.対象となり得ますが、市町村や県が設置した集団接種会場に限ります。
Q7.派遣する医師や看護師等に対して市町村から謝金（旅費等）が支給されるが、これに加えてさらに今回の補助金が支給されるのか。	A7.本事業の補助金と他の補助金で対象経費を重複して補助を受けることはできませんので、派遣元医療機関において、本事業の補助金を充当する経費と、他の補助金を充当する経費が重複しないように、それぞれの使途を切り分けて整理するようにしてください。
Q8.検診機関や大学医学部から医療従事者を派遣した場合は対象となるか。	A8.医療機関（病院・診療所）からの派遣が対象です。
Q9.A病院には診療科が複数あり、診療科ごとに休診日が異なる（A病院としての休診日は日曜日のみ、B診療科の休診日は水曜日と日曜日。）B診療科の医師が水曜日に集団接種会場に派遣される場合に、A病院は休日の派遣として本財政支援を受けられるか。	A9.「時間外・休日」は「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」及び「休日」が該当するものであり、特定の診療科が休診日であることをもって対象となるものではありません。
Q10.医療機関が休診について予め表示した上で医療従事者を集団接種会場に派遣した場合は対象となるか。	A10.対象になります。
Q11.県が設置する大規模接種会場への派遣は対象となるか。	A11.県が設置する大規模接種会場への派遣についても、対象となります。
Q12.職域接種会場として設けられた会場への派遣も対象となるか。	A12.職域接種は対象となりません。
Q13.派遣先から医療従事者個人に対して報償が支払われているが、実態としては、「医療機関の職員がその医療機関の了解のもと、集団接種会場へ行く」ので、当該職員が不在の間の派遣元医療機関の体制確保のための費用として請求してよいか。	A13.可能です。派遣先から医療従事者本人に対して支払われる報償の他に、医療機関が本人に手当・旅費等を支払った場合に、その手当・旅費等が補助対象となり得ます。QA21などもご参照ください。

医療機関向け資料2

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業Q&A（群馬県ワクチン接種推進課 R4.9.5）

Q14.医師が1人しかいない医療機関（医師＝事業主の場合）等については、派遣元の医療機関に対する補助と整理すれば補助が可能か。	A14.可能です。QA15などもご参照ください。
Q15.個人事業主の場合、自院から自らに対して基本給や諸手当を支給しているとは考えにくいですが、補助金を申請できるケースとしてどのようなものを想定しているか。	A15.集団接種に従事するために医療機関を休診にした場合において、雇用する看護師を有給扱いにして基本給を出した場合に、その基本給分などが考えられます。
Q16.集団接種への従事のために土曜日を休診にしている医療機関は、その日に診療ができない分、利益損失がある。その損失分は対象となるか。	A16.本補助金の対象経費となるのは、派遣された医師・看護師等の基本給や派遣手当、旅費、保険料や、当該派遣に伴い勤務に影響を受ける職員の基本給や手当等であり、損失利益の補填を目的としたものではありません。
Q17.医療機関が昼休みとしている時間に従事した場合は対象となるか。	A17.「当該医療機関が表示する診療時間以外の時間」であれば対象となります。
Q18.医師会が夜間診療所で行った医療従事者向け集団接種は対象か。	A18.対象外です。本補助金の対象となるのは、市町村や県が設置する集団接種に従事していただいた場合のみです。
Q19.ワクチン希釈充填業務につく看護師・准看護師は対象外でしょうか。	A19.ワクチン希釈充填業務につく看護師・准看護師も対象となります。業務内容ではなく、職種により、対象となるか否かをご判断ください。
Q20.基本給は、対象従事者について「従事時間数×従事者の1時間当り給与」で算定し積算するのよいか。旅費・派遣手当は、対象従事者に支給した額を積算するのよいか。	A20.基本給は、対象従事者について「従事時間数×従事者の1時間当たり給与」で算定し積算してください。（月給や日給の額を全額記載するのではなく、派遣時間数分に換算して算出してください）ただし、当該派遣日に、実際に医療機関から対象従事者の方に対して基本給を支給される場合に限ります。 旅費・派遣手当は、派遣に伴う分として対象従事者に支給した額を記載してください。
Q21.別紙様式1別紙1（C）の「当該派遣に伴い勤務に影響を受ける職員」に支払う経費とは、具体的にはどのようなものを想定しているか。	A21.医療従事者を派遣したことによって、その方の業務を他の方がなさる場合などが当てはまります。例えば、派遣医師に代わりオンコール当番になる方の基本給・手当等が考えられます。また、個人院において、集団接種に従事するために医療機関を休診にした場合、雇用する看護師に基本給を出した（有給扱いにした）場合の基本給分などが考えられます。
Q22.医療機関に属していないフリーの医師・看護師個人に補助できるか。	A22.本事業は、派遣元の医療機関に対する補助であり、医療機関に属していないフリーの医師・看護師（個人）は補助対象になりません。